ものを除く。）及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

二　前号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法の指定をしたとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した旨の通知があつたとき　当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定すること。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）

第七十四条の三　前条第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面においては、前条第一項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被告人である請求については第七十四条第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。

（処置をとるべきことの請求）

第七十四条の四　裁判所は、第七十四条の二第二項後段の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項後段の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第八十七条の見出し中「第九十四条」の下に「等」を加え、同条中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条に次の一項を加える。

2　保証書をもつて法第九十八条の九第七項に規定する増額分の保証金に代える場合における前項の規定の適用については、同項中「保証金額」とあるのは、「増額分の保証金額」とする。

第九十一条の見出し中「保証金」の下に「等」を、「第九十六条」の下に「、第九十八条の八、第九十八条の九、第九十八条の十一」を加え、同条第二項中「あらたな」を「新たな」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第九十八条の九第六項の規定により保証金額が減額されたときは、減額分の保証金を還付しなければならない。

4　次の場合には、没取されなかつた監督保証金は、これを還付しなければならない。

一　勾留が取り消され、又は勾留状が効力を失つたとき。

二　保釈が取り消され又は効力を失つたとき。

三　勾留の執行停止が取り消され又は効力を失つたとき。

四　監督者が解任され又は死亡したとき。

第九十二条の二の見出し中「第九十八条」を「第三百四十三条、第九十八条等」に改め、同条中「第三百四十三条」を「第三百四十三条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

第一編第八章中第九十二条の二の次に次の一条を加える。

（監督保証金に代わる保証書の記載事項・法第九十八条の六等）

第九十二条の三　監督保証金に代わる保証書には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載しなければならない。

第百四条及び第百十二条中「から第七十六条まで」を「、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条」に改める。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第百六十七条、第二百七十一条の八等）

第百三十一条の二　法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

一　被告人の氏名及び住居

二　罪名

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

五　留置すべき場所

六　留置の期間

七　鑑定の目的

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九　鑑定留置状発付の年月日

十　鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

第百四十一条の二の見出し中「通知」の下に「等」を加え、同条中「したとき」の下に「又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したとき」を加える。